

法曹専攻

法律基本科目群[実定法基礎科目]

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
0AFL001	憲法I-A〔人権〕	1	2.0	1	春AB	土4,5	5F502講義室	大石 和彦	日本国憲法第3章所定の基本的人権規定の中でも特に自由権制約の合憲性審査の基本的作法につき、それぞれの規定の歴史的背景や学理的構造、判例による具体化のあり方を視野に入れつつ、主に精神的自由権を中心とする部分を素材に、人権編解釈論の基本的な思考法を身につける。特に初学者に対しては、人権分野の学習法(「基本書」や判例を読む際の注意点)についても折に触れつつ指摘する。 本科目では人権総論、包括的基本権、平等原則、精神的自由権までをカバーし、授業は講義形式とする。	01NA028と同一。
0AFL003	憲法I-B〔人権〕	1	2.0	1	春C夏季休業中	土2,3	5F502講義室	大石 和彦	「憲法I-A」に引き続き憲法人権編部分の解釈論につき学んでゆくが、基本書に書いてあることや判例を「覚える」レベルの単なる続きではなく、それらを駆使し、具体的な人権制約事例をいかに解決するかという課題へと進む。 そのため、講義が基本形式となるが、教員からの情報提供を中心とする「憲法I-A」とは異なり、事例問題演習の要素も取り入れていく。また内容的にも「憲法I-A」で取り上げた自由権とは異なり、憲法段階では(法令による具体化を待たない)輪郭のはっきりしない、いわゆる国家制度依存的な権利をめぐる、立法裁量をどの程度尊重すべきか、立法裁量を尊重しつつも、それを統制する手法としていかなるものがあるかといった問題へと進んでいく。	
0AFL005	憲法II〔統治〕	1	2.0	1	春AB	火7,8	5F502講義室	岡田 順太	「統治機構論」の基礎理論を確認しつつ、具体的事例を素材としたケーススタディ方式の授業を行う。 講義を中心とするが、可能な限り受講者参加型、対話型双方向形式の授業の実施に努めつつ、日本国憲法がさだめる統治機構について考察する。なお憲法訴訟論については、それらにつき専門に扱う個別の科目が別途設置されているので、それらに譲る。	01NA002と同一。
0AFL007	行政法I	1	2.0	2	春AB	土2,3	5F503講義室	日野 辰哉	行政法のなかでも、いわゆる“総論”を扱う。公益実現に向けた行政活動を法的に認識するための基本的な道具立て(行政処分などの行為形式や各種法制度など)の意義および判例の学習を通じて、公益と各種個別利益との調整をいかに行うべきか、その具体的諸相を知りつつ、事案の分析を各自で一定程度おこなえるようになる。 授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。 1) 行政法総論の基本的なフレームの解説、およびその理解に必要な基本判例の解説あるいはその質疑応答に講義の重点がおかれる。 2) 抽象化された事例に学んだ知識を用いて、紛争解決に必要な法律論を展開できる。	01NA003と同一。
0AFL009	行政法II	1	2.0	2	秋AB	土2,3	5F503講義室	日野 辰哉	重要(とされる)判例の学習を通じて行政救済法に関係する論点を把握し、当該論点に関する議論を理解する。また、抽象化された事例に学んだ知識を用いて、紛争解決に必要な法律論を展開できることを目標とする。 本講義では、いわゆる行政救済法と呼ばれる分野、具体的には、軸となる行政事件訴訟法および国家賠償法のほか、行政不服審査法および損失補償法が扱われる。以上の4法領域に関する事例の解説を行いながら、受講生が基礎的な知識を習得し、事案の分析を自ら一定程度おこなえるようにする。 授業は講義形式で、あらかじめ配布されたレジュメに従い進行する。 行政救済法の基本的なフレームの解説、およびその理解に必要な重要(とされる)判例の解説あるいはその質疑応答に講義の重点がおかれる。	01NA004と同一。
0AFL011	民法I〔総則・物権総論〕	1	2.0	1	春AB	土2,3	5F502講義室	直井 義典	授業は講義形式とし、担保物権を除く物権法、および、民法総則のうち「物」ならびに時効に関する箇所を取り扱う。 民法全体における物権法の位置付けについて理解するとともに、講義対象となる制度に関する基本的知識(特に、要件・効果・立法趣旨)を身につけることを目的とする。また、特に本講義が1年次配当の基本科目であり民事系科目の入門をなすことから、法的なものの考え方、議論・論証の仕方、条文・判例などの素材を用いて修得できるようにする。	01NA005と同一。

0AFL013	民法II〔担保物権〕	1	2.0	1	秋AB	火7,8	5F502 講義室	大澤 慎太郎	本授業は、債権回収を確保する手段たる「担保(制度)」の意義や仕組みについて扱う。 具体的には、民法典第2編物権第7章「留置権」ないし第10章「抵当権」所定のいわゆる「担保物権」、民法典上に規定はないものの金融実務において広く展開されている「譲渡担保」や「所有権留保」といった「非典型担保」、および、特別法上の制度となる「仮登記担保」に係る各種規律について検討する。 担保の「実行」や「保全」等については、「民事執行法」や「民事保全法」の知識も広く求められることになる。本授業でも必要な限りにおいて適宜これに触れることになる。	01NA006と同一。
0AFL015	民法III〔債権総論〕	1	2.0	1	秋BC	金7,8	5F502 講義室	白石 友行	本講義の目標は、(1)債権一般に関わる基本事項を正確に理解すると同時に、契約法・債権法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2)債権一般に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3)日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。債権法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4)ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。 授業は講義形式で、民法の講義上「債権総論」と呼ばれている部分、民法の編別で言えば、第3章・債権の第1節・総則を対象とする。債権総論に関わる事項の習得及び法的な思考能力の向上を目的としている。 この授業では、ほかの民法関連科目、とりわけ、民法IV-1と民法IV-2との関連に留意しつつ、債権の種類や効力、債権回収等の場面で生ずる問題を中心に説明を行う。	01NA015と同一。
0AFL017	民法IV-1〔契約法〕	1	2.0	1	春AB	水7,8	5F502 講義室	白石 友行	本講義の目標は、(1)契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2)契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3)日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4)ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。 民法IV-2とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の成立と内容の局面で生ずる問題を中心に、民法総則、契約総論上のルールを扱う。 授業は講義形式とする。	01NA022と同一。
0AFL019	民法IV-2〔契約法〕	1	2.0	1	春BC	金7,8	5F502 講義室	白石 友行	本講義の目標は、(1)契約法の基本的な仕組み、基礎理論、諸制度を体系的に理解する。(2)契約に関わる様々な判例・裁判例を正確に理解する。(3)日常生活や取引活動の中で起こる様々な事実や紛争の中から法的問題を抽出する能力を身に付ける。契約法に関する法的ルールを使いこなす能力を身に付ける。(4)ほかの民法関連科目の授業とあわせて、民法全体の基本的な仕組みを理解する。 民法IV-1とともに、契約法に関する基本的な理解を確立すること、また、法的な思考能力を向上させることを目指して、契約に関わる民法上のルールを中心に説明する。この授業では、契約の効力と不履行の局面、各契約類型で生ずる問題を中心に、契約総論及び各論上のルールを扱う。 授業は講義形式とする。	01NA023と同一。
0AFL021	民法V〔不法行為・不当利得法〕	1	2.0	1	秋AB	土2,3	5F502 講義室	直井 義典	本講義の目標は、(1)事務管理・不当利得・不法行為に関する基本的な知識を修得する。(2)具体的な不法行為事案に対して判例がどのようにして条文を解釈・適用しているのかを理解する。 講義では、債権各論のうち、事務管理・不当利得・不法行為について講じる。この分野は条文数は少ないが、特に不法行為について民法典起草後の発展には目ざましいものがあり、この分野を理解するためには条文の文言を理解するのみでは足りない面がある。そこで、条文から要件・効果を引き出すことと並んで、民法典起草後の学説の展開ならびに適用領域の拡大を具体的事例に即して検討することも行いたい。 授業は講義形式とする。	01NA017と同一。

0AFL023	民法VI〔家族法〕	1	2.0	1	春C夏季休業中	火7,8	5F502講義室	大塚 正之	民法第4編親族法、第5編相続法全般を対象とし、親族法、相続法の基本的考え方、制度趣旨、個々の条文の趣旨を、主要な裁判例を通して学修する。毎回、設問を出し、解説するほか、復習用に詳細な解説を交付する。	01NA027と同一。
0AFL025	商法I〔企業組織法〕	1	2.0	2	春AB	月7,8	5F503講義室	萬澤 陽子	本講義では、受講生が、会社総論、株主の権利義務、株式会社の機関等に関する会社法の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。	01NA009と同一。
0AFL027	商法II〔企業法総論・企業活動法〕	1	2.0	2	春C夏季休業中	土2,3	5F503講義室	萬澤 陽子	本講義では、受講生が、授業計画に示した項目に係る会社法等の規律について趣旨・要件・効果等を的確に理解するとともに、関連する重要論点について判例・学説の状況を整理・把握し、法的思考力を涵養することを目標とする。 具体的に、会社法に関する事項として、株式譲渡の自由と制限、自己株式取得に関する規律、子会社による親会社株式の取得の禁止、特別支配株主の株式等売渡請求制度、募集株式の発行等・新株予約権の発行、剰余金処分規制、事業譲渡および組織再編・解散、持分会社を扱い、商法総則・商行為法・手形法・小切手法に関する事項として、商人、商業登記、商号、商業使用人・代理商、商行為、手形・小切手の意義と原因関係、約束手形の振出、手形の流通等を扱うこととし、関連する重要論点を中心に検討を加える。	01NA010と同一。
0AFL029	民事訴訟法I	1	3.0	1	秋AB 秋C	水7,8 火7,8		田村 陽子	民事紛争の公権的解決手段を定める民事訴訟法の判決手続全般について講義する。民事訴訟の制度的な仕組みを概観したうえで、その手続の基本原則や構造について、それぞれの適用事例を示しながら講義の中で解説する。 第1に、民事訴訟法の基礎を学んでもらうこと、 第2に、2年次以降に予定されている民事訴訟実務の基礎、民法法演習の受講に必要な技術的知識を獲得することが目標である。 この科目で、全国統一教育基準であるコア・カリキュラムの民事訴訟法部分については一通り扱う予定であるが、実際の項目との対応関係については、順番が異なり煩雑になるので、別途冊子を配布し、そこで具体的項目の対応関係も示すので、授業の予習・復習教材として扱う。	01NA024と同一。
0AFL031	刑法I〔総論〕	1	2.0	1	春AB	木7,8	5F502講義室	渡邊 卓也	本講義では、刑法の基礎理論及び刑法総論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。 刑法総論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。 授業は講義形式とする。	01NA012と同一。
0AFL033	刑法II〔各論〕	1	2.0	1	秋AB	月7,8	5F502講義室	渡邊 卓也	本講義では、刑法各論についての基礎知識の修得と体系的理解を図る。また、関連判例の検討を通じて、事実即した具体的な問題解決に必要な法的分析能力や議論能力の前提となる、基礎的能力を育成する。 刑法各論の基本論点における最新の重要判例・学説に関する知識・理解を正確に身に付けた上で、時として抽象的であるこれらの議論がいかに現実の問題解決のために寄与しているのかを具体的な事例の学修を通じて理解して貰うことを目標とする。 授業は講義形式とする。	01NA013と同一。

OAFL035	刑事訴訟法I	1	3.0	1	秋ABC	木7,8	5F502 講義室	岩下 雅充	本講義では、刑事訴訟法(学)における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を修得する。 刑事訴訟法(学)における重要な概念および主要な論点について、つねに刑事手続の全体に目を配りながら説明することで、また、判例・裁判例をとり上げながら具体的に検討することで、刑事訴訟法に関する基本の知識・理論を修得してもらう。 本講義の到達目標は、「コア・カリキュラム(共通的な到達目標モデル(第二次案修正案))：刑事訴訟法」に示された項目に関する知見を得ることにある。 授業は講義形式とする。	
OAFL051	基礎ゼミI	2	1.0	1	春B	土6,7	5F502 講義室	中野 竹司	初学者を念頭に、民法について、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。 比較的短い事例問題を題材に用いる。特に、法的議論の進め方の特徴を概括的にでも理解すること、基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。 以上により、法学学習の最初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。	
OAFL053	基礎ゼミII	2	1.0	1	春C	土4,5	5F502 講義室	木曾 真吾, 福田 純一	初学者を念頭に、憲法、刑法について、法的な考え方、法的な表現を把握してもらうことを目指す。 各科目における重要な解釈論を含む事例問題を題材に用いる。基本書や判例を読む際の注意点、使用方法に留意する。以上により、以降の学習に臨む体制を整える。	
OAFL055	基礎ゼミIII	2	1.0	1					初学者を対象として、民事訴訟法及び刑事訴訟法の特徴を概括的に理解し、今後の学習方法の方向性を把握してもらうことを目指す。 各法分野の重要論点を含む事例問題を題材に用いる。条文や基本書、判例を読む際の初歩的な注意点、使用方法に留意しつつ解説するとともに、法的議論の組立て方を概説する。 以上により、法学学習の初期に学習の骨格部分を固め、以降の学習に臨む態勢を整える。	01NA505と同一。 2021年度開講せず。

法律基本科目群[実定法発展科目]

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
OAFL101	憲法III〔憲法訴訟〕	2	2.0	2	秋BC	土4,5	5F503 講義室	大石 和彦	本演習では、最高裁判例を主たる素材として、憲法訴訟論につき理解を深める。 法学未修者については1年次に、また法学既修者については当法科大学院入学前に、憲法(特に人権部分)に関する概論的知識の「インプット」段階の学修を一応一巡していることを前提として、具体的事案(判例または架空事案)を素材としながら、憲法訴訟論上の諸論点について取り上げる。 授業は演習形式となるが、各単元の授業に先立ち、検討対象判例、例題その他質問事項をかけた授業案内レジュメを配布する。	01NA064と同一。
OAFL103	行政法III	2	2.0	3	春AB	水7,8	5F504 講義室	日野 辰哉	この授業は演習形式により、あらかじめ提示されたケース問題に含まれる行政法総論および行政救済法上の論点を析出し、柔軟性のある法的解決に向けた議論をおこない、もって、行政法に関する受講生の理解がより深まることを目指す。 事例問題を解きながら、関連する知識の確認を行いつつ、紛争解決のあり方を多面的に議論する。	
OAFL105	民法VII	2	2.0	2	春C夏季休業中	火7,8	5F503 講義室	直井 義典, 志賀 剛一	民法(財産法)の主要な論点について、具体的な事例及びこれに関する設問を提示し、授業では設問及びこれに関連した質問に対する答えを求める。	
OAFL107	商法III	2	2.0	2	秋AB	月7,8	5F503 講義室	萬澤 陽子, 内藤 順也	本演習では、会社法(場合によっては、及び手形法・小切手法)の重要問題または各種論点につき、その意義、内容、関連性を正確に理解し、各種論点の対立点、会社法の特徴、今日的課題を正しく把握することを目的とする。 事前に各授業日に行う内容に関係する演習問題を指定する。受講者がこれら並びに関連する(受講者自らが検索し、発見した)文献及び判例等を予習し、ソクラテスメソッド形式の質疑応答を行う。	

0AFL109	民事訴訟法II	2	2.0	2	秋BC	木7,8	5F503 講義室	田村 陽子	民事訴訟法の主要な概念や原則の解釈について、 具体的事例を通じて判例、学説などを分析し、理 解することをわらいとする。 授業は演習形式とし、民事訴訟法の主要な概念 や問題点について、受講生が事前に配布された資 料を基に予習し、双方向の授業での討論に積極的 に参加すること等によって、具体的事例を分析し て法律実務家として必要な法的思考力や実務処理 能力を養いつつ、その概念や問題点についての理 解を深め、体得できるようになることを到達目標 とする。	
0AFL111	刑法III	2	2.0	2	秋A 夏季休業 中	木7,8	5F503 講義室	渡邊 卓也, 山田 勝彦	理論的・実務的に重要であり、刑法全体の総合 的・体系的理解を必要とする重要論点を選び、研 究者教員・実務家教員それぞれの観点から、集中 的な検討を加える。判例・学説の状況を的確に把 握することを前提に、具体的事例の検討を通じ て、実務的感覚を重視しつつも論理的思考に基 づく事例解決を提示し得るような、応用力の修得を 目標とする。	
0AFL113	刑事訴訟法II	2	1.0	2	春C	水7,8	5F503 講義室	岩下 雅充	「刑事訴訟法I」で得られた基本の知識・理解を もとに、刑事訴訟法の重要論点をとり上げて検討 することで、刑事訴訟法に関する知識・理解を深 化させるのと同時に、法的な思考力・分析力を高 める。 授業のねらいは、架空の事例あるいは判例の事 案を用いた論点の検討によって、ポイントとなる 事実関係を的確に把握すること、法の解釈に慣熟 すること、そして、法のあてはめを具体的に会得 することにある。 授業は演習形式だが、前提となる知識・理解を 簡単に確認してから法解釈・法適用の妥当性につ いて検討するというながれで演習形式により授業 をすすめる。	
0AFL115	憲法総合演習	2	1.0	3	春C	火7,8	5F504 講義室	岡田 順太	予め配布する事例問題を素材に、事例における憲 法問題の発見・絞込みや、それについての各当事 者の観点からの憲法論の展開などを検討する実践 的演習を行う。	01NA070と同一。
0AFL117	行政法総合演習	2	1.0	3	秋B	木7,8	5F504 講義室	松戸 浩	行政法分野における総合的な問題について発展 的な演習を行う。とりわけ今まで学習した基本事項 相互のつながりを重視し、行政法全体の体系的総 合的理解をめざす。	01NA071と同一。
0AFL119	民法総合演習	2	1.0	3	春A	土4,5	5F504 講義室	直井 義典	本演習では、民法I~民法VIIで修得した基礎知識 の理解を深化させ応用力を養うべく、具体的事例 を用いながら双方向的・多方向的議論を行う。 指定分野に関する事例問題に関連する問題点に ついての、受講者と教員との質疑応答ならびに受 講者間での議論を中心として進行する。 受講者は事例問題に関連する論点をみずから復 習した上で演習に臨むことが求められる。なお、 事例に関連すると判断される場合には、授業計画 では「民法総則」と記載されていても総則以外の 論点について質問することは当然である。事例問 題で直接に問われた論点以外の論点に関する幅の 広い準備を要する。	01NA072と同一。
0AFL121	商法総合演習	2	1.0	3	春B	土4,5		大塚 章男	商法I~商法IIIで修得した基礎知識を基に、本演 習ではその理解を深化させ、かつ具体的事案を解 決する能力や論文を作成する能力を養うことを目 標とする。 受講者は予め配布する事例問題を、参考文献等 を見ずに分析・検討し、まず起案する。事例問題は 実務に即した問題であり、これは十分な猶予期間 をもって配布する。 その後文献を調査するなどして事例問題を各自 十分に研究し、教室での議論の準備をする。また 毎週、基礎的な事項を確認する小テストを実施す る予定である。 以上により、基礎力を確認し、事案分析能力と 法律文書起案能力を養う。	01NA073と同一。
0AFL123	民事訴訟法総合演習	2	1.0	3	夏季休業 中	火7,8	5F504 講義室	姫野 博昭	民事訴訟法I、IIで修得した基礎知識を基に、本 演習ではその理解を深化させ、事案の分析力、文 章表現能力等を養う。 また、レジュメとして民事訴訟法総合演習用サ ブノートを配布し、講評時にこれを利用して、基 礎知識と重要論点の確認、定着を図る。	01NA074と同一。

0AFL125	民事法総合演習	2	3.0	3	秋AB	土4-6	5F504 講義室	大塚 章男, 姫野 博昭, 吉田 大輔	民法・商法の実体法及び民事手続法(民事訴訟法を中心とする。)の実践的、発展的理解を深めることを目標とする。 民法・商法等の実体法に定める法規の概念と民事訴訟法の基本原則等を修得していることを前提として、具体的な事例に基づき、その事例に含まれる実体法上の問題点や当事者の請求権を実現するための手続法上の問題点等について、主に学生の起案、発表及び討論等を契機とする演習形式で授業を展開する。 学修効果を上げるために必要な場合は、担当教員が共同して授業に参加する。	01NA075と同一。
0AFL127	刑法総合演習I	2	1.0	3	春C	水7,8	5F504 講義室	渡邊 卓也	本演習では、刑法総論・各論に関する基本的な知識・理解を土台として、最新の議論状況を踏まえた(時として複雑な)事案を題材として、個々の論点の内容を再確認した上で、事実関係の抽出や複数の論点がある場合の重点配分などの実践的な問題分析力・答案構成力の修得を目標とする。 「刑法I」、「刑法II」等の講義科目における刑法理論についての十分な理解を前提として、そのなかでも理論的・実務的に特に重要と思われる刑法上の論点について、本演習でより深く検討する。	01NA076と同一。
0AFL129	刑法総合演習II	2	1.0	3	夏季休業 中	金7,8	5F504 講義室	池田 和郎	刑法解釈上の重量論点につき、最新の判例・学説を踏まえた理解を確認しつつ、事例の分析、重要な事実を選別し、当てはめるといふ基本的かつ実践的な手法を示して答案等に実現することを目指す。	01NA077と同一。
0AFL131	刑事訴訟法総合演習	2	1.0	3	春A	土2,3	5F504 講義室	森田 憲右	本演習では、「刑事訴訟法」及び「刑事法総合」を履修した学生が、具体的な事案を題材として、そこに含まれる問題点について検討することを通じて、刑法及び刑事訴訟法の知識を深化させるとともに、柔軟な思考力を涵養し、複雑困難な問題に直面してもこれを解決できるだけの能力を獲得することを目標とする。 受講者は、本演習において具体的な事案を題材に討論を行い、刑事訴訟法の基礎的学識を深化させるとともに応用力のきく柔軟な思考力を涵養し、問題解決能力を獲得する。	01NA078と同一。

法律実務基礎科目群[法務基礎科目]

科目番号	科目名	授業 方法	単位数	標準履 修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
0AFL201	法曹実務基礎	1	1.0	1	春A	土6,7	5F502 講義室	大塚 章男, 藤井 康子, 大野 浩之	法曹実務家に求められる基礎的な法的素養を習得することを到達目標とする。そのために、法令・判例・文献をリサーチするために必要なツールを知り、その特徴を理解し、効率良くリサーチできる力を身につけることを目標とする。また、事例問題を前にして基本的な分析力・起案力を得ることを目標とする。 授業は講義形式で、法情報リサーチを法令・判例・文献にわけ、例題をもとに用途別にデータベースと資料を使用しながらリサーチ方法を説明する。その後、法律学の基礎につき講義し、最後に、実際に起案をして頂き採点講評を行う。以上を通して法律文書(答案)の起案の作法について学ぶ。	01NA106と同一。
0AFL203	法曹倫理I	1	1.0	2	春B	土6,7	5F503 講義室	森田 憲右	法曹倫理は専門職責任(professional responsibility)とも呼ばれ、法曹が市民から期待される高度の学識と技能を持つプロフェッション(profession)として当然に身に付けていなければならない職業倫理である。弁護士法1条2項に基づく誠実義務を中心に論ずるが、法曹倫理は日常的な法律事務において問題となるので、法律家が直面する具体的な法律問題の処理・解決を通じて学び、習得させる。 授業は講義形式で、事前に配付する問題と資料に基づいて、討論をしながら、弁護士が直面する倫理上の問題に触れる。気付き、対処することを意識させ、もって、弁護士として身につけていなければならない高い職業倫理を修得させる。	01NA104と同一。
0AFL205	法曹倫理II	1	1.0	2	秋BC	金7	5F503 講義室	高橋 健, 川崎 博 司	法曹として実務に携わるためには、現代社会における使命を自覚し、責任感と高い職業倫理を身につけることが必要不可欠である。 この授業では、裁判官・検察官が講師となり、講義形式で具体的な事例を検討しながら、法曹実務家としての責任、職業倫理を学ぶ。	01NA105と同一。

法律実務基礎科目群[法務展開科目](必修科目)

科目番号	科目名	授業 方法	単位数	標準履 修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
------	-----	----------	-----	------------	------	-----	----	------	------	----

0AFL211	民事訴訟実務の基礎Ⅰ	2	2.0	2	春AB	火7,8	5F503 講義室	姫野 博昭	本演習では、典型的な民事訴訟事件の記録と同記録について司法研修所が作成したビデオを視聴しながら、事件の相談、訴訟の準備、保全、訴えの提起、訴訟の審理、判決、上訴さらには執行に至る民事訴訟実務における手続の基礎を学修する。 また、具体的な事案をもとに事実関係の調査・把握、法的構成の仕方などを体験することによって、民事訴訟を動的にかつ立体的に捉えることを学修する。民事訴訟実務の流れの中で、民事訴訟法の重要な論点も復習し、理論と実務の架橋を意識して、民事訴訟法理論が実務でいかに反映されているかを具体的に理解する。	01NA151と同一。
0AFL213	刑事訴訟実務の基礎Ⅰ	2	2.0	2	春BC	土4,5	5F503 講義室	森田 憲右	本演習では、刑事訴訟法を履修した者に対し、参考記録を使用して、主に刑事公判手続を中心に、重要な問題を取り上げ、法曹三者の役割を理解させるとともに、刑事手続全体を把握させ、刑事実務の基本的事項に関する手続遂行能力、実体形成能力を獲得させることを目標とする。 参考記録についてビデオを視聴しながら刑事訴訟法及び刑事訴訟規則について説明した上で、刑事裁判の実務における重要な問題点を取り上げ、問答形式を主体として授業を行う。また、刑事訴訟法の重要な論点について起案しながら理解の深化をはかる。	01NA152と同一。
0AFL215	要件事実論Ⅰ	2	1.0	2	春A	土4,5	5F503 講義室	吉田 大輔	実体法上の法律効果を発生させる実体法上の法律要件に該当する具体的な事実(要件事実)については、個々の事案において具体的にどこまで主張・立証すれば足りるのかについて、実体法及び手続法の基本的な理論教育だけでは十分に理解することは難しい。 そこで、従来から司法研修所等において研究され、判例理論においても定着した要件事実論を修得して、個々の紛争類型ごとに分析する法的な実務処理能力を身につけることが必要となる。 本演習では、個々の基本的な紛争類型における要件事実の構造(請求原因・抗弁・再抗弁等)について説明し、この科目の応用発展科目である「要件事実論Ⅱ」の授業のための基本的な知識を修得することを到達目標とする。	01NA159と同一。
0AFL217	要件事実論Ⅱ	2	1.0	2	秋C	月7,8	5F503 講義室	姫野 博昭	授業は演習形式により、次のような授業計画及び目標で行う。 1) 要件事実論Ⅰで養った知識を、事案を通して活用し、要件事実論を使いこなすことのできるスキルを身に付ける。 2) 要件事実論は、民法を代表とする実体私法を裁判規範に引き直す作業を含むのであるから、要件事実論は、まさに民法の解釈そのものであり、よって、要件事実的思考を涵養することにより、併せて実体法である民法の理解を深めることも目指す。 3) 要件事実論の魅力、おもしろさ、緻密さを感じ、要件事実と親しくなることも目標とする。	01NA160と同一。

法律実務基礎科目群[法務展開科目](選択必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時間	教室	担当教員	授業概要	備考
0AFL219	民事訴訟実務の基礎Ⅱ	2	1.0	3	夏季休業中	土4,5	5F504 講義室	吉田 大輔	本演習は、判決効、複雑訴訟、当事者の変更等の知識を再確認すると共に、対抗要件や登記手続請求権をよりよく理解するためにも有用な不動産登記の実務等についての一通りの知識を獲得することを目標とする。 演習では、苦手意識を持つ者が少ない判決効や複雑訴訟・当事者変更をめぐる諸問題について、実務的視点から光を当てながら基礎理論を再確認するとともに、その理解を深める。また、通常民事事件を扱うにあたって必要不可欠な不動産登記及び不動産登記訴訟実務の基礎知識を学ぶことにより、実践的な実務知識を身に付ける。	01NA154と同一。
0AFL221	刑事訴訟実務の基礎Ⅱ	2	1.0	3	春AB	金7	5F504 講義室	高橋 健	刑法、刑事訴訟法の基本的な理解がされていることを前提として、事例問題や記録教材を用い、刑法、刑事訴訟法の理論が、実務においてどのように運用されているかを学習し、刑事手続全般についての理解を深め、刑事実務の基礎的な知識を習得する。	01NA155と同一。

法律実務基礎科目群[法務臨床科目](選択必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時間	教室	担当教員	授業概要	備考
------	-----	------	-----	--------	------	-----	----	------	------	----

0AFL231	民事模擬裁判	2	1.0	3	夏季休業中	集中	5F504 講義室	姫野 博昭, 吉田 大輔, 秋山 知文	本演習は、民事訴訟実務の基礎を修得した者を対象とし、学生自らが裁判官・当事者代理人として、民事模擬裁判、すなわち、争点整理手続での口頭議論、訴訟代理人による口頭弁論や人証への尋問、裁判官による交互尋問の進め方や補充尋問・介入尋問、異議の処理などの訴訟指揮、判決の基礎となる事実認定等を行うなどして、民事訴訟法・同規則が裁判実務において実際にどのように運用されるのかを体験する。 これにより、民事訴訟手続についての理解を深めることを目的とする。	01NA161と同一。 9/24, 9/25, 9/27-9/29
0AFL233	刑事模擬裁判	2	1.0	3	春A	集中		森田 憲右, 井上 真, 檜垣 直人	本演習は、刑事法の基礎を習得した者を対象に、模擬裁判を実施してその各段階に必要な文書の起案を実際にして、その起案について講評して刑事裁判において必要とされる法律文書の作成に関する基礎的な知識を修得する。 模擬裁判を経験しつつ、その各段階で必要となる文書の内主要な文書を起案し、さらには証人尋問の準備と尋問等を受講者が実際に体験する。 これにより、初歩的な刑事裁判実務に対応できる能力を獲得することを到達目標とする。	01NA162と同一。 4/1-4/3
0AFL235	ロイヤリングI	2	1.0	3	夏季休業中	月7, 8	5F504 講義室	森田 憲右	本演習の内容は、刑事事件の事件受任から終了までの一連の流れを基本的な事件を中心に説明し、議論することを通じて基本的技能を修得することを目的とする。 演習では、特定の刑事事件を題材として、被疑者段階の刑事弁護活動を中心に、時々刻々変化する受任から公判準備に至るまでの刑事手続の流れの中で、被疑者(被告人)との模擬接見等に基づき、事案の把握・問題点の拾い出しをしつつ、弁護方針を決定することを学び、もって、法律家として必要とされる聴き取り能力、問題点を発見する能力、問題点を処理・解決する能力を養うとともに、刑事手続全体の中で被疑者弁護活動及び公判準備の位置づけを理解することができるようにする。	01NA156と同一。
0AFL237	ロイヤリングII	2	1.0	3	夏季休業中	水7, 8	5F504 講義室	姫野 博昭	本演習は、具体的な紛争事例を素材とし、民事事件の代理人弁護士として、依頼者からの事情聴取にはじまり、事案の分析から、法理論や判例の調査・検討、解決手段の選択、結果の実現までの過程をその一連のプロセスに即して、討議及びリサーチペーパーの作成などの方法により、総合的かつ多面的に検討(学修)する。 これにより、法を用いて問題を解決する弁護士の思考方法・行動様式について、基本的な理解を得ることを目的とする。	01NA157と同一。
0AFL239	リーガルクリニック	2	1.0	2・3	通年	随時		吉田 大輔, 山口 卓男, 永島 賢也, 井上 真, 笹山 桂 一, 應本 昌樹	法律事務所において事件処理を実地に見聞することにより、弁護士という職業に対する具体的なイメージを形成するとともに、守秘義務・利益相反禁止など職務上の義務を理解し、また、現実生起している事件に即して法理論の実践的な活用場面を経験し、事情聴取、文書起案、交渉、調査などのスキルについて基本的な視点を獲得する。 本演習は、原則として、学生2人を1チームとし、法律事務所(学内・学外)において実際の事件処理に立会う。これにより、事情聴取、文書起案、交渉、調査などで必要とされる基本的な視点や技能に関する理解を得ることを目的とする。	01NA158と同一。

基礎法学・隣接科目群(選択必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時間	教室	担当教員	授業概要	備考	
0AFL301	法哲学		1	1.0	1・2	夏季休業中	金7, 8	5F502 講義室	吉永 圭	この授業のテーマは「正義論」である。特に功利主義、ロールズのリベラリズム、ノージックのリバタリアニズム、及びフェミニズムを論じる。	01NA201と同一。
0AFL303	英米法		1	1.0	1	秋A	金7, 8	5F502 講義室	安部 圭介	英米法の歴史、英米法系の司法制度といった総論的部分と、特定の法分野について考察する各論的部分とを組み合わせ、英米法に関する幅広い基礎知識の修得を目指す。	01NA202と同一。
0AFL305	EU法		1	1.0	2	秋C	火7, 8	5F557 ゼミ室	レントツ カール フ リードリッヒ	第1章(第1回から第7回)「EU法と国内法」は、国内法の各分野(憲法、私法、刑法の順)からEU法を説明する。憲法・民法などは日本法科目でもあるため、馴染みやすい。 第2章(第8回から第10回)「EU運営方法条約の最も重要な条文」は、EU法の各領域を扱う。その際、実務における最も重要なところを集中的に説明する。輸入数量制限禁止、EU裁判所の地位などの問題を扱う。 2016年1月に「法学学習戦略」を発表したことを受けて、法学に関する効率の良い学習方法も、話題とすることがある。	01NA203と同一。

0AFL307	法史学	1	1.0	1	春C	土6,7	5F502 講義室	宮坂 涉	現代日本の法、特に民事法の基本概念が古代ローマ法に由来することを、木庭頭氏の諸著作(教材・参考文献・配付資料等を参照)を手掛かりに概説し、古代ローマの法・政治・社会構造と現代日本のそれらとを比較する。	01NA204と同一。
0AFL309	公共政策	1	1.0	1	夏季休業中	水7,8	5F502 講義室	児玉 博昭	公共政策とは、公共的な問題を解決する基本的な方向性と具体的な手段である。この講義では、政策過程に沿って、公共政策のデザインと決定、実施に関する基礎知識を整理する。	01NA253と同一。
0AFL311	立法学	1	1.0	1	秋C	水7,8	5F502 講義室	櫛原 利明	法令の構造について理解し、その上で生の社会的事実を踏まえて、必要な規範を制定していくための要件や条文化に関するルール等を、実例に沿いながら学ぶ。	01NA254と同一。

展開・先端科目群(選択必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	教室	担当教員	授業概要	備考
0AFL313	刑事政策	1	1.0	2	秋A	水7,8	5F503 講義室	岩下 雅充	犯罪の防止に向けたさまざまな施策の俯瞰ならびに施策のあり方に関する検討の視点を獲得する。講義では、刑事政策の問題として論じられることからのうち、特に、次のテーマに関する基本知識・理論を修得することが目的となる。いずれについても、法曹実務に結びついた知識・考え方の提供に軸足を置いて講義する。 1) 犯罪の意義と数量的把握 2) 犯罪の抑止を目的とした措置(刑罰その他) : その意義と実現の過程 3) 犯罪者の処遇 4) 刑事立法 : 近時の動向とあり方 5) 各種の犯罪とその対策	01NA255と同一。
0AFL401	知的財産法	1	2.0	2	春AB	木7,8	5F557 ゼミ室	飯田 圭	本講義は、情報財を保護の客体とする法体系である知的財産法の全体像の基本的理解を得た上で、同法体系を構成する特許法及び著作権法について、その基本構造と重要項目の理論的知識を得つつ、主要な裁判例を素材に思考する訓練も行うことで、同各法関連事件に係る事案に即した応用展開能力の基礎を身に付けることを目的とする。	01NA302と同一。
0AFL403	倒産法	1	2.0	2	春AB	木7,8	5F504 講義室	古澤 陽介	倒産法分野は「法律問題のつぼ」と称されるように、倒産法のほか、それ以外の多様な分野の法的知識が求められる場面であり、倒産処理に携わることによって法曹実務家としても総合力を高めることができる。本授業では、破産・民事再生・会社更生等の各種倒産手続における実務経験を踏まえ、できる限り具体的事例に即して講義する。また、民事基本法である民法、民事訴訟法、民事執行法等との関わりも意識しつつ授業を進め、受講生に相互理解を深めてもらう機会としたい。	01NA306と同一。
0AFL405	国際取引法	1	2.0	2	春AB	火7,8	5F556 ゼミ室	大塚 章男	本講義を通じてtransnationalな取引・事業活動に関わる様々な諸問題に対して、適法かつ有効にこれらの問題を解決し、適切なリーガル・サービスやリーガル・プランニングを提供し得る基礎的能力を養成することを目指す。 講義では、物品、資金、役務、知的財産に関わる国際取引(含弁等の国際企業活動を含む)に関する法領域を扱う。国際企業活動の枠組み、国際物品売買、製造物責任の国際的側面、国際企業進出、販売店と代理店、国際合併事業、国際企業買収、国際取引と紛争解決などについての法理とケースを検討することにより国際取引法の全体構造を学ぶ。 授業は講義形式とする。	01NA307と同一。
0AFL407	国際私法	1	2.0	2	春AB	水7,8	5F557 ゼミ室	小梁 吉章	渉外的要素のある法律関係および法律行為について、その法律関係・法律行為に適用すべき法律の決定基準(国際私法)とこれら法律関係・法律行為から紛争が生じ、これを裁判などにより解決する場合に裁判等を行う権限のある国・機関に関する基準(国際民事手続法)を学ぶ。	01NA308と同一。
0AFL409	経済法	1	2.0	2	春AB	金7,8	5F503 講義室	徳力 徹也	経済社会における企業活動の基本ルールを定める独占禁止法(競争法)について、違反成立要件(行為要件+弊害要件)に関する基礎知識を学ぶ。価格カルテル・再販売価格拘束等の違反行為類型に応じた適用条項の選択・その違反成立要件の解説を行う。その際、公正取引委員会による違反事件事例・ガイドライン等を題材として取り上げる。	01NA309と同一。

0AFL411	租税法	1	2.0	2	春C夏季休業中	月7.8	5F503講義室	本田 光宏	所得税法と法人税法に関する主要判例を題材として、租税法の基本原則及び課税所得計算ルールの概要について講義する。 本講義では、学修する項目の要点を記載したレジュメを配付し、当該レジュメに沿って各項目について説明する。 各項目に関連する主要裁判例については、『ケースブック租税法』を教材として説明する。なお、受講者には、租税法の全体像を概観するため、各自の関心の範囲・程度に合わせて、指定する参考書を読むことを勧める。 授業は講義形式とする。	01NA310と同一。
0AFL413	労働法	1	2.0	2	春AB	木7.8	5F503講義室	川田 琢之	労働関係をめぐって生じる法的問題を扱う法曹実務家に求められる基本的素養の習得を目的として、労働法領域における基本的な法令・判例及びその背後にある労働法的な思考方法について、質疑応答を交えつつ講義する。 1)労働法領域の主要な法令、判例を、その理論的意義を踏まえつつ体系的に理解する。特に主要判例については、事件の事案や経過(たとえば下級審での判断)を踏まえ、同種事案に対する先例的意義を的確に吟味しうる程度に、その内容を理解する。 2)上記の主要法令、判例の範囲内で、法的解決が求められる具体的問題に直面した際に、解決に必要な法令、判例を的確に選択するとともに、当該問題の事案から法的に意味のある事実を的確に抽出し、これらを用いて当該問題の解決を導く法的思考能力(及びそれを表現する能力)を身につける。 授業は講義形式とする。	01NA311と同一。
0AFL415	環境法	1	2.0	2	春AB	火7.8	5F504講義室	小島 延夫	今日、地球温暖化問題・廃棄物問題など、日常生活から経済活動のすべての側面において、環境問題が密接に関係しており、それらの問題解決のために、環境法がどのように機能するのか、学ぶ。 事例については、具体的な事案分析・その問題に対する論理的な分析・適切な対処方法の検討を行い、法政策課題については、そこに存在する問題とそれに対する対処方法の可能性について考え、環境法の具体的な法規制を理解するために、個別法を読み解く。	01NA314と同一。
0AFL417	金融法〔金融監督法・金融取引法〕	1	1.0	3	秋A	水7.8	5F504講義室	栗林 康幸、斎藤 輝夫	前半は金融監督を含む金融機関や市場等がどのような法制度により支えられているか(金融組織法)について、後半は証券化等の金融取引で発生する法的論点(資本市場法)などを解説し、金融法制の全般的な理解を深めてもらうことを目標とする。	01NA414と同一。
0AFL419	国際公法	1	2.0	2	秋AB	火7.8	5F503講義室	鶴田 順	本授業では、教員による講義と学生による討論を通じて、国際法に関する基礎概念の整理と、同法の体系的理解を目指す。事例研究もあわせて行う。	01NA317と同一。
0AFL421	地方自治	1	1.0	3	秋A	土2.3	5F504講義室	森 稔樹	地方自治・地方自治法の主要な項目・論点を扱います。取り上げる項目・論点は、地方自治・地方自治法関係の項目・論点を中心に、法科大学院の教育において特に必要と考えられる範囲をカバーするものであり、具体的には、下記の「授業計画」に示す通りです。	01NA351と同一。
0AFL423	金融商品取引法	1	1.0	3	秋B	土2.3	5F504講義室	萬澤 陽子	本講義では、証券取引規制の全体を概観した上で、特に企業買収に関わる規制を中心に取り上げ、その内容・趣旨等について、判例や学説にも触れながら学ぶことにより、金融商品取引法についての法的知識と理解を得させ、法的思考力の養成を図る。 授業は予習を前提とした講義を中心とする。	01NA354と同一。
0AFL425	消費者法	1	1.0	2	春C	金7.8	5F503講義室	平澤 慎一	消費者問題に対応する法律群である「消費者法」について、実際の消費者被害を扱いながら修得する。消費者被害の実態や原因、背景を十分理解したうえで、消費者問題に対するスタンスを学ぶ。	01NA355と同一。
0AFL427	倒産法演習	2	1.0	3	秋A	木7.8	5F557ゼミ室	古澤 陽介	本演習では、破産法や民事再生法を中心とする基礎的知識を習得した受講生を対象として、具体的事例を題材として検討・討論を行い、倒産法の基礎的知識を深化させるとともに、適切な倒産処理を行うための技能と応用力を養うことを目的とする。	01NA369と同一。
0AFL429	経済法演習	2	1.0	3	春C	金7.8	5F556ゼミ室	徳力 徹也	本授業では、実際の事例又は仮設事例の検討を通じて、独禁法(経済法)に関する基礎概念の整理と事案分析力の向上を目指す。	01NA370と同一。
0AFL431	労働法演習	2	1.0	3	春C	土4.5	5F557ゼミ室	岡芹 健夫	本演習では、労働法の基礎的知識を前提として、具体的課題を題材として個々に検討して貰い、その討論と講評を通して、労働法及び裁判例の基礎知識を確認、深化してもらうことを第一義としつつ、事案の分析、処理能力の養成も目的とする。	01NA371と同一。

OAFL433	知的財産法演習	2	1.0	3	夏季休業中	木7,8	5F557 ゼミ室	小林 正和	本演習では、特許法及び著作権法について、事例問題を通じて、関連条文、裁判例を再確認して頂くとともに、実務上の論点について理解を深めて頂く。	01NA372と同一。
OAFL435	英文法律文書作成	1	1.0	2	秋B	水7,8	5F503 講義室	大塚 章男	関連する法令・条約や契約法理論を理解するとともに、契約書等作成のための実践的な交渉、契約文書のDraftingの能力を養い、渉外実務家としての基礎能力を養成することを目的とする。	01NA404と同一。
OAFL437	企業法務	1	1.0	3	秋A	月7,8	5F504 講義室	大胡 誠	企業活動に関連する広範な法的問題の中から、企業にとって特に脅威となるおそれがあり又は企業活動の適法性の確保のために重要と考えられるものを選び、それらの問題がいかなる法律と関係し、また、どのように対処されるべきかを検討する。	01NA415と同一。
OAFL439	少年法	1	1.0	2	夏季休業中	土4,5	5F503 講義室	岩下 雅充	少年法は、少年による犯罪から社会を防衛するという意味で、刑事法の領域における特別法であるのとともに、真の犯罪者と化す危険から少年を保護するという意味で、社会福祉や教育に関する法の領域を構成する要素でもある。 このような性格をもつ少年法の意義と役割そして今後のあり方について受講者が深く学ぶために、本講義では、少年法の理念とその歴史を明らかにしたうえで、少年非行の動向・実状に関する認識をたしかにするのとともに、少年事件の手続・処分のしくみおよび課題をそれぞれの段階・種別ごとに紹介・検討する。 非行少年の処遇に関する制度・運用の理解ならびに少年法の意義と今後のあり方を模索するための知見の獲得を目標とする。	01NA409と同一。
OAFL441	自治体法務	1	1.0	3	春AB	土6	5F504 講義室	榎本 洋一	現代の地方公共団体は、地方自治の主体として、数次に及ぶ制度改革を経て大幅な権限強化が図られており、今後、法曹有資格者の活躍が期待される重要な領域となっている。本授業では、地方公共団体で生じる具体的事例を通じて、行政法だけでなく民法その他の基本法、特別法の知見や法曹としての思考様式や技能がどのように活用されているか検証するとともに、地方公共団体に関わる実践的法務知識を提供する。	01NA410と同一。
OAFL443	民事執行・保全法	1	1.0	3	春A	月7,8	5F504 講義室	田村 陽子	本講義では、民法や民事訴訟法との関係を重視しつつ、多くの具体的な例を基に、民事執行法・民事保全法の仕組みと基本的な諸問題について理解することを目的とする。 講義は、教科書の次回の範囲を事前に精読して頂くこととし、民事執行手続及び民事保全手続の仕組みと基本的な諸問題について、双方向に質疑応答形式で行う。 各回の授業は、基本的に前回の復習、教科書の指定範囲の解説・質疑に基づく。	01NA412と同一。
OAFL445	国際私法演習	2	1.0	3	春C	木7,8	5F504 講義室	中村 進	国際私法、国際民事手続法及び国際売買・国際運送・国際保険・国際決済に関する国際取引法の基本的知識の再確認を行う。また同時に、予め配布した事例問題を素材にして、学修した事項の体系的な理解と実践的な問題分析力の修得を目指す。	01NA413と同一。